

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会（第2回）  
議事録

1 日 時： 平成23年7月19日（火） 10時～11時40分

2 場 所： 総務省第4特別会議室

3 出席者：

（1）委員

山内主査、酒井主査代理、清原委員、関口委員、舟田委員、吉川委員

（2）総務省

原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、  
木村事業政策課調査官、富岡事業政策課課長補佐、大内事業政策課課長補佐  
安東料金サービス課課長補佐

4 模 様：

○ 事務局から資料説明後、質疑・討議が行われた。主な意見等は以下のとおり。

山内主査) どうもありがとうございました。先ほど冒頭にありましたように、4点の課題、ネットワークの移行に応じた公正競争環境整備の在り方について、NGNの伝送交換機能のオープン化について、NGNの通信プラットフォーム機能のオープン化、これは上位レイヤーについてですね。それからネットワークのオープン化の在り方についてです。それでは、特にどの課題からということはありませんので、委員の皆様のご自由な発言をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

吉川委員) まず資料2-1の1ページ目で全体の枠組みを描いていただいているのですが、私が事業者ヒアリングから受けた印象では、次回以降の議論になると思いますけれども、移動通信市場について申し上げますと、①の「線路敷設基盤の開放等による設備競争の促進」なのですが、周波数が一番大きな議論という印象を受けておりました、鉄塔ももちろんそうなのですが、周波数の付与はこの競争環境に極めて大きな影響を与えると思います。①も大事なのですが、周波数の方がむしろ重要なテーマだと思いました。

それと、事務局の方に教えていただきたいのですが、4ページ目、「NTTのネットワークの推移と競争ルールの整備状況」で、2004年にひかり電話網一種指定化されて、2005年の2月にそれが非一種指定化されて、2008年の4月にまた一種指定化されている経緯をご存じであれば教えていただきたいと思っております。

事務局) ひかり電話網が構築された段階で、ルータ網が構築されておりますけれども、こちらを指定告示に従いまして指定化しております。しかしながら、その後に戸建向け、マンション向けのひかり電話を提供するにあたりまして、ルータそのものを実際に他事業者が調達して構築することが可能ということと、サービス開始直後ということもあり、

N T T東西のひかり電話サービスのシェアも高くなかったことなどから、いったんひかり電話の設備の非指定化をしました。その上で、N G Nのサービス開始にあたり、改めて指定の是非について検討を行いました際、ひかり電話サービス自体はN G Nの機能としてもひかり電話網の機能としても提供されますが、その当時においては O A B-J I P 電話に占めるN T Tのシェアは飛躍的に増大したという事実等を踏まえ、改めてひかり電話を指定設備化したところでございます。このように、ネットワークの設置・利用動向等を踏まえまして、指定化ないしは非指定化を随時対応してきたところでございます。

山内主査) 1点目のご指摘は、周波数はここで議論するという事ではないからということでございますか。

事務局) 周波数についてもひとつの重要な要素ではございますけれども、周波数自体の在り方については別の部署で議論しておりますので、そことうまく連携しながら進めて参りたいと思います。

山内主査) 資料1 ページ目の絵には出てきており、そちらの方がわかりやすい。

事務局) 資料1 ページ目の線路敷設基盤に係る論点において、電波の絵を描いておりますとおり、携帯の周波数割り当てを意図的にはずしているわけではございませんが、周波数オークションに関する検討とも連携していくこととなると考えております。

山内主査) わかりました。ほかに何かございますか。

舟田委員) 指定にしたり、はずしたりの話について、18 ページの①を指定するかどうかポイントですよね。ここにあるのは結局、不可欠かどうかなのであって、ひかり電話が入っていないと違和感があるのですが、この①の判断基準についてはどうでしょうか。

事務局) ひかり電話はいったん指定設備化されますが、N T T東西のシェアも非常に小さかったサービスインの段階では、ひかり電話網を構築するルータ自体は他事業者にとって必ずしも不可欠な設備とまでは言えないことなどを理由として、いったん指定設備から外しております。しかし、2008 年当時のN G N構築期には、もはやN T T東西のO A B-J I P 電話のシェアが飛躍的に拡大していたことに鑑み、ひかり電話網が足回り回線と一体となって不可欠な設備となっているという整理を改めて行っているということでございます。それぞれのネットワークの構築期・発展期に応じて、指定やアンバンドルの内容を適時適切に見直しているということとご理解ください。

舟田委員) 不可欠というと、固定的に見えますけれども、このルータについてはどうですとか、ひとつずつ見るという話ですか。

事務局) このひかり電話網に関して言うと、サービスの展開・発展に伴って、改めて不可欠性が増してきているという認識を整理したのが2008年でございます。

舟田委員) 個々のルータがどうなっているかはともかく、ひかり電話というサービスを使うための設備は不可欠設備として一貫して存在しているのではないのですか。

事務局) 一番最初のひかり電話の指定設備化については資料の4 ページにございましており、足回り回線と一体として設置されているという位置づけで、指定化したという現状がございまして、個々のサービスを戸建て向け、マンション向けと展開していくにあたって、ルータの位置づけをもう一度見直していた過程が2004年、2005年でございます。その場合に他事業者も同様の設備を構築できるかという議論がございました。しか

しながら、そこはサービス開始当初という意味で、NTT東西自身のサービス提供範囲も限られているというところをごさいます、それが構築期における判断ということをごさいます。それがNGNのサービス開始時期にあたり、2008年当時のOAB-JIP電話の市場シェアなどの状況を見た結果、設備の不可欠性が改めて高まっているという認識を整理させていただいたところをごさいます。このように、設備の構築・展開状況に応じ、その都度適切な判断を行ってまいったところをごさいます。

舟田委員) お話はわかりました。

山内主査) ほかにいかがでしょうか。

清原委員) ネットワークのオープン化の在り方の考え方のところなのですけれども、これは事務局に確認したいのですけれども、例えば18ページに3つの要件を満たす場合にアンバンドルをするということが書かれていて、次に19ページに例を出しているところでは、数的にみれば技術的な問題点が多かったと思うのですけれども、3年前に始まったサービスが技術的に発展したというようなことから、現状と照らしても同じような問題は引き続き残っているのでしょうか。それとも解釈を変えていくことができるような状況なのでしょうか。

事務局) 資料の19ページで②と整理しております技術的なところは今でも課題としては残っているものであります。ただ、これらについて、今後ネットワークの高度化に伴い改善がなされる可能性があるかどうかは随時見ていかなければならないところをごさいます。これに対し、例えば光ファイバの一分岐単位接続の設定につきましては、資料の10ページにごさいますように、単に分岐回線単位接続の設定という主張のみならず、メタルと同等のラインシェアリングや波長重畳接続の提案など、提案する側の切り口も変わってきております。このため、技術的な課題について切り口が変わることで議論が進展されることもあるのではと考えております。

酒井主査代理) NGNのオープン化については、NGNとは何なのか、電話なのかインターネットなのかその中間なのかが不明確なところをごさいます。例えばインターネットのことを考えますと、このNGNの標準というのはインターネットからの考え方できているとは思いますが、本質的にインターネットのルータは発信側が誰なのかという識別機能はいりません。収容ルータでの振り分けですとか、特定ISPの接続先を限定できるとか、他事業者の通信を区別する機能は持っていないことになると思います。電話だと考えると、それは持たせることができるわけで、そういう意味で、このあたりは標準という意味をどのような位置づけで考えておられているのかお聞きしたいです。

事務局) 元々のNTTが構築したNGNについては、電話網の信頼性とインターネットの柔軟性の両方の強みをミックスした存在とされております。電話網とインターネット網が単純に横並びで存在しているひとつのネットワークというよりは、両者がいい意味で混在したものと認識しております。

酒井主査代理) 私も完全には知らないのですが、NGNの標準がどこかに記載されていて、そのうちNTTが○や×という表があったかと思えます。

事務局) 資料の15ページです。

酒井主査代理) 15ページの×と書いてあるところは本来NGNで全部満足する必要があ

るかは別ですが、一応規定されている機能ということでまだ実装していないということでしょうか。

事務局) 当時2008年3月のNGN答申の頃に各事業者からもこういう機能が実装されると良いのではないかという意見も含めて機能の提案ないしや提示がありましたが、これらについて実際に商用開始しようとしているNGNのサーバにどのような機能が載っているかという意味で、実装されているものは○、その当時実装されていないかっものは×と書かせていただいております。ITU-Tの勧告は必ずしもそのすべてを満たさなければいけないというものではないのですが、少なくともITUの勧告の中ではプラットフォーム機能として課金機能や認証セキュリティも記述されています。これらはNGNのビジョンとして各国で協議し確定させたものです。

酒井主査代理) わかりました。

山内主査) 他にございますでしょうか。

舟田委員) 資料の15ページの部分ですが、他事業者が、様々な機能があるけれども一切いらない、フラットで伝送してほしい、あとは自分たちで付け加える機能を決める、ということ認めないと競争にならないと思います。NGNにはどういう機能がありますかではなく、NGNの機能がないサービスもありえますかということでない、地域IP網になるかはわからないけれども、単純な伝送をしてほしい、IP伝送をしてほしいというのは競争事業者としては最低限の要求なはずで、PSTNからNGNに変わった際にそれも変わると困ります。それを確保するのはどうしたらよいのか私は前々から思っていました。技術の動向に反していますが、競争の観点から言えばむしろそちらを大事にしないといけないのではないのでしょうか。

酒井主査代理) その場合は、他事業者がNTTのNGNとIP接続で入ってくれば、ある意味ではIPを必ず伝送してくれますし、VPNのようなものを設定する方法もあります。ここではむしろプラットフォームの要求ということでNGNの持っているこういう機能を解放してほしいという話いろいろありますので、おそらくここに書いてあるのだと思います。NTTは持っていないと言っているわけです。

事務局) 不要な技術を取り除き、地域IP網と同様な水準のサービスを提供するためにNGNを使いたいという場合には、1つは、資料の2ページに戻っていただきますが、地域IP網においてもNGNにおいてもISP網へ抜けていくISP接続が存在しております。これに限らずもう少し高度なNGNならではの機能を使いたいという意見に関しては、コンテンツ配信事業者等がSNIを通じてNGNの高度な機能を使うというものと一般の電気通信事業者が中継局接続を通じてNGNの高度な機能を使うというものがあり、資料の15ページの論点だと思います。

酒井主査代理) これはISPやNNIの他事業者IP網とISP網のインターフェースがしっかりとしていれば事業者は自分たちでサービスができるのですよね。

事務局) 現状ですとSNI、アプリケーションサーバネットワークインターフェースに関係して、フレッツキャストというサービスの範囲内で自由な展開ができます。ただ、その範囲内ということになりますので、ヒアリングにおいては、80万円から5百数十万円の月額使用料がかかり、小口の事業者のスタートメニューとしては使いづらいという

ご指摘がありました。

舟田委員) IP伝送機能を担うという点では、不可欠なことは明白です。それを外すことは考えられません。

事務局) 資料の4ページと5ページ、特に5ページですが、ネットワークの移行過程を順次見ていきますと、PSTN、地域IP網、ひかり電話それぞれの指定化された設備・機能を引き継いでいくこととなると考えられる中で、NGNが基幹的な中継網を引き継いでいくこととなるという点を念頭に置く必要があるのではないかと思います。

舟田委員) 先ほどの18ページ戻りますと、判断基準①の不可欠設備。全部かどうかはわかりませんが、IP伝送機能的には○となることは明白です。これは該当します。問題は②、③、④以降です。

事務局) 現状のNGNはすでに一種指定設備とされております。

舟田委員) 18ページの②はわかりますが、③、④の根拠は規則ではなく、何に基づいているのでしょうか。

事務局) 累次の答申に基づいてこれらの要件を整理しています。参考資料の10ページに累次の答申に関する記述を列挙させていただいております。平成8年以来随時答申がなされている中で、機能のアンバンドルについてどういう判断根拠、判断基準で運用していくのかということが整理されております。平成8年当時の答申によりますと2つの要件、基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべきということと技術的に可能な場合その中でも実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能であるとみなすという要件が整理され、ここからアンバンドルの考え方が随時発展整理されていくこととなります。最近では、右側の平成20年のNGNを整理したときのNGN答申で、3点の要件が整理されております。基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべき、技術的に可能な場合について行われるべき、また、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要というものです。この考え方を平成21年度の接続ルール答申においても同様に踏襲しております。

舟田委員) 18ページに③、④とあると、施行規則に上げておくべきものかもしれません。根拠は何ですかと言われ、答申ですというのはどうかと思います。

事務局) 実際にアンバンドルするとなった場合には、資料②の機能毎の接続料ということで、接続料規則4条の機能の範囲に追加することとなります。NGNの各機能につきましては、平成20年3月の段階で接続料規則4条に追加しました。ここで一定の強制力を担保した上で、それをNTT東西の接続約款の事項として反映させております。

山内主査) 具体的に一番下まで来るのは②の法律で担保しているのでしょうか。

事務局) そうです。実際に判断した後は②で担保されることとなります。

舟田委員) 接続料規則4条ですね。

舟田委員) しかし③の「過度な経済的負担がないことに留意」というのは、平成20年なり21年なりの何か具体的なことを念頭において書かれたものですから、それをこういう形で一般化していいのかどうか、私は少し疑問に思うところがあります。過度な経済的負担というのは、指定事業者と接続事業者の公平な競争環境を作るためにはどういう負担割合にすべきかということなのであって、「過度な経済的負担がないことに留意」

と言うと、どのくらいの額なら過度ですかという、違った方向に行くような気がいたします。平成 20 年くらいに何か特殊なことがあってこのような結果になったのではないですか。

事務局) 新たに構築されたNGN網に係る諸機能を追加したのが当時の状況です。その意味でNGN網を構築したときの考え方を引き継いで議論をしているといえます。

舟田委員) それは従来 of 網に追加して新しくできるので、そこであまりにも過度な負担を与えるとNGN網を作れなくなるからということですか。

事務局) これからどういふ使い方をされるのかがまだ分からない段階であることと、関係する機能の全てについて標準化がなされているわけではないという状況にあって、こんなことができますか、あんなことができますか、という要望に従って先んじて機能を実装していくと、使われる前に構築の費用が先んじてしまいます。他方、今日の資料の中では、NGNは他事業者が実際に接続して使えるような設計になっていないというご指摘もあり、そこは若干論点が対立しているところではないかと思ひます。そのような状況を踏まえ、ポイントは、資料 20 ページにあるようなNGNの段階的発展という現在の状況を捉えた場合にアンバンドルの考え方についてどのような位置づけを与えていくかということで、この点については少し議論の余地があるのではないかと思ひられます。

酒井主査代理) 指定するということとアンバンドルとは、必ずしも一対一では対応しないですよ。アンバンドルについては、これを使えるようにするためにほとんど利用者がいないのに例えば全部のルータを改造しろと言ったら、これはNTTの利用者にコスト負担がかかってしまいます。そこはやはりバランスで、指定事業者の接続料はきちんと計算しますけれども、アンバンドルするかどうかという話はまた別だと思ひた方がよろしいのではないですか。

事務局) 指定設備化する際の判断とアンバンドルする際の判断とはそれぞれ別の判断となります。

酒井主査代理) テレサ協さんのニーズの話であったのですが、ニーズが先かアンバンドルが先かと言われても、全部アンバンドルしたら非常に高いコストになって、しかも誰も使わないということになります。うまくすり合わせなければならないと思ひのですが、おそらくそういうことでやっていくのではないかと思ひます。

吉川委員) 今に関連して、8 ページの事務局の説明の中で、接続料ポート単位、月額 542 万円となっていて、これは高いのではないかというご指摘があったと思ひますが、これはそもそもどういふロジックで算定しているのでしょうか。やはり、今回の一番大きな構図はテレサ協さんの主張とNTT東西の主張で、先ほど酒井先生がおっしゃったとおりで、一方はオープン化してください、他方は具体的なニーズを出してくださいということですが、この値段設定が仮に高いということは、需要がまだ十分ではない、喚起されていないのではないかと思ひます。スパンが 2022 年でかなり長いものですから、これからニーズが出てくるものもあるかもしれないと考えることもできるのかとは思ひますが。質問は、542 万円という根拠がおわかりになれば教えていただけますよるかということですよ。

事務局) 接続料はコストを需要で割って算定するというものですが、NGN接続料は過去にかかったコストや需要を用いて算定する決め方ではなくて、将来の何年間かを予測して、予測した需要とコストをもとに接続料を算定する将来原価方式をとっております。NGNについては、NTT東西からの申請に基づき1年間、ちょうど23年度の予測に基づき接続料を算定しています。おっしゃるとおり分母たる需要がある程度ないと料金が下がっていきません。中継局接続に係る接続料については、現在はNTT東西の需要によっているところがありますが、これまで3回接続料を作っておりますが、平成21年については、NTT東だけで申しますと、638万円程度から下がって現在542万円となっています。本来の需要そのものの伸びという点については少しずつ増加が見込まれた結果です。今後、IP-IP接続が出てきた場合に、需要が伸びてくる可能性がございます。その結果、割り算としての接続料がそれなりに下がるという可能性はあるかと思えます。他方、先ほどご紹介いたしました他事業者とNTT・NGN網のIP網同士の接続の希望時期は5年以内がわずか数件ということで、非常にまだ遅れていますので、NTT東西の需要を除き、実際の需要が大きく伸びていくにはまだ時間がかかるかもしれませんけれども。

舟田委員) これは17ページの上のところですね。先ほどの参考資料の10ページにも答申が並んでいて一番上にありますけれども、アンバンドルは基本的には他事業者の要望に基づいて行われる、どのようにアンバンドルするかは、他事業者の要望でということなのですが、その希望する事業者も、本当に客がつくかどうかというのは分からないわけです。昔の話で恐縮ですが、GC接続とZC接続でしたか、他の事業者はこれをやってくれと要求するのですが、NTT東西が一生懸命やったけど結局お客がつかせませんでしたと、損になってしまったとしても、ある程度これはやむを得ない。他事業者だってこれはやればいだろうと思ったからやってみて、NTTさんもやってみた。でも駄目だったということはあるかもしれません。これは正にNTTさんのように、話し合いでということになるかと思えますが、NTTさんの方も「絶対にこれを使ってもらわなくては困る」というのでは突破できないわけです。8ページのように、ポート単位の月額542万円は下がったのかもしれませんが、これは少し素人から見ても厳しいのではないのでしょうか。ここは痛み分けといいますか、将来のことなのだから、ある程度のリスク負担を考えるしかないのではないのでしょうか。

酒井主査代理) 今のお話は全くその通りだと思ひまして、前の電話のGC接続でしたか、ZC接続は単純なので、こうすればこういうことができるだろうということが分かりました。今回の場合には、何をどうアンバンドルしてもらえて何が可能なのか、それも分からないという状態なのではないかと思ひます。やろうと思ったらここもアンバンドルできるのだとか、技術的に無理なのだとか、そういう話を両方で詰めて、お互いに多少のリスクを持たないと今後進まないのかなと思ひます。おそらく、テレサ協さんの方にアンバンドルのニーズを出しておけると言っても、何がアンバンドルできるのか分からない、NTTとしては逆に何か言ってくれたら検討するという話だったと思ひますので、そこは両社で検討し妥協しなくてはならないのだと思ひます。それから、ポート単位ですが、これはQoSか何かのモデルも入っていますか。同じ10ギガといっても、その

後ベストエフォートで運ぶのか、それとも必ず 100 ミリセカンド以下で運ぶのかということでは全然負担が違うので、そのモデルによって違ってしまいます。ですからNTTもその場合の典型的なモデルのようなものを出していただいて、こういうQoSならこれくらいと出せばいいのですが、それは以前の接続委員会では難しいということでしたよね。

事務局) 現在NTT東西が中継局接続を利用しておりますがこれはOAB-JIP 電話の疎通のために使われております。

酒井主査代理) OAB-Jですか。それではQoSモデルでやっているわけですね。

事務局) そうです。それ以外のインターフェース、たとえばデータ通信、ベストエフォートなどのデータ通信ないしは広帯域のQoSデータ通信などのサービスを疎通させるためのインターフェースについては、NGN・中継局接続ではまだ具体的なものが規定されておられません。

清原委員) 今の、酒井先生がおっしゃったところ、両者がうまく歩み寄るようなというのはすごくいいと思うのですが、3つの要件というのが全部満たされて初めてアンバンドルしていくという考え方が書かれていて、NTT東西の方が毎回この「他事業者の具体的な要望」というところで引っかかるということを書いてくれば、その話というのは進まないのではないかと思うのですけれども、事務局の側の考え方をお伺いしたいのですが、この具体的な要望という部分を、何か変えることはできるのですか。

事務局) この点は今後皆様でご議論を深めていただければと思いますが、事業者ヒアリングを聞いておりますと、他事業者としては要望をしているのだけれども具体性がないのではないかと感じます。この意味で、「要望」というのはどういうレベルを指すのかということになろうかと思われまます。

山内主査) 資料の18ページのこの3つの区分というのは基本的に過去の答申に基づいているわけだから、ここでいろいろ議論する中で、少し解釈というか考え方を詰めたりするということはもちろん可能かと思えます。

事務局) 資料の20ページにも書かせていただきましたが、PSTNからNGNにマイグレーションしていく中で、NGNのオープン化という文脈で今後どう考えていくかという論点があろうかと思われまます。PSTNのすでにオープン化されているものの考え方をすべて見直すということではなくて、NGNを今後どうオープン化していくべきかという文脈でご検討いただけたらと思えます。

山内主査) 基本的にNGNの話というのは先程酒井先生もおっしゃったけれども技術的にかなりまだ不確実というか分からないところがあり、そういう意味ではおそらくここで1回の議論をしても難しいと思えます。ですから、議論した中で最初にありましたけれども、これからモバイルとか、あるいはその後で今後の市場の変化を踏まえた公正競争のあるべき姿など、この間でいろいろ皆様のご意見を伺いながら具体的に少し進めて、またフィードバックされるような形にするのでしょうか。

事務局) そういう意味では今日は少し総論的な意味合いをご議論いただこうかと思っております。もう少し、各論的なものについては、もう何度かやってという形で、段階を追



った議論にするという形で進めていってはいかがかと思っております。

舟田委員) 他事業者からのいろいろな意見に対してNTT東西から、これは最初から言われていたのですが、NTT東西がやるのではなくて各事業者がそれぞれNGNをやればいいではないかという議論があちこちで何回も出たと思います。他事業者、例えばKDDIとかソフトバンクがNGNと並行して同じような網を作るためにはどうしたらいいのかと、NTT東西は考えているのでしょうか。先ほど言ったように、NTT東西は不可欠設備を持っている事業者として、自分と他事業者が同等に競争できるような状況を保つ義務があるというわけですね。それで自分がNGNをつくった、それに対していろいろ言われて、いやいや、皆さん誰でも作れますよと言う場合、作れますよというのはどうやって作ることをイメージしているのでしょうか。他の事業者はもちろん、地域網もアクセスも持っていないという状況でどうやって作れるだろうと思っているのでしょうか。

事務局) 他事業者の取組としては、かつて2008年ごろにKDDIから「ウルトラ3G」構想が発表され、またソフトバンクからもIRISネットワークというものが提示されたりして、それぞれNGNというコンセプトに従った網を作るとしたらこんな感じになるという構想を発表していた時期もございます。また、ITUの勧告に従ったNGNというところまで高度なものではないにしても、最近、KDDIから3M構想が発表され、マルチネットワークとして、携帯電話や固定電話をまとめるバックボーンとしてのネットワークの概念が発表されています。そういうネットワークというのはIPネットワークを主体とするということで、そういう意味ではいくばくかのNGNマイナスの要素はありますけれども、他事業者により構築されたIPネットワークというものが存在しているという状況ではあると思います。

酒井主査代理) 完全なボトルネックはやはり加入者線の部分、宅内ですね。こればかりはどうしようもないだろうと思います。そこから先は作ろうと思えば作れますよね。

事務局) 事業法の指定設備に関する定義においても、「加入者回線及びこれと一体として設置される設備」という部分がございますので、アクセス網と一体として構築されるという意味でボトルネック性を有する設備としてNGNないしPSTNが捕らえられております。足回り回線との関係に着目しますと、IRIS構想であるとか、ウルトラ3Gないしは3M構想におけるネットワークは、NGNやPSTNとはまた少し位置づけが違っているものと考えます。

舟田委員) 資料の18ページの①にかかわることですが、アクセス網が不可欠なのはもちろんですけれども、NGNが不可欠かどうか、これは第一歩ですからね。

酒井主査代理) そうですね、NGNと言ったときにアクセス網を別に考えないと、ルータがボトルネックかということになって、そこまでではないだろうという気はいたしますし、どう考えるかですね。

舟田委員) 直感としては、NGN全体としては明らかに不可欠だと思います。他事業者もいろいろ、努力するというのは当然、NTTがNGNを作るならもうそれに乗ろうと決めて安心するのも困るので、それはいろいろやってほしいですけれども、実際にペイするものとしてのネットワークというのはNTT東西でしかありえないのではないかなと

は思っています。それをどのように説明するかというのは難しいところです。

事務局) 不可欠な設備に関する判断基準は資料の18ページの①のところに、法令上は「加入者回線及びこれと一体として設置される通信設備であって、他事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備」というものがございます。

舟田委員) これは電気通信事業法の話ですけれども、独禁法上これとはまた別に不可欠設備というものが有りますから、ここさえクリアすればいいというわけではない。同時に独禁法上どうかということも考えていかないといけない。一般には電気通信事業法の規制の方が厳しいと考えますから、それに輪をかけて独禁法上どうかということを考える必要はないのですが、逆に事業法上の規制が緩い場合は独禁法の方が必要になるということもありうる。

吉川委員) 7 ページ目の調査結果ですけれども、これはNTT東西さんが実施された調査ということですが、総務省自身でこういうアンケートをやっておられないのでしょうか。特に右側のIP網同士の直接接続の希望時期、5年以内、あるいは10年以内と答えた会社は合計5社と非常に少ないです。この解釈はいろいろと別れるところで、だからハブ機能は必要ないというふうにも受け止められるし、もしNGNでハブ機能が提供されていけばもっとこの数字は高いたろうとも読めるというふうに2つの解釈が成り立つと思います。ですから、もしハブ機能に注目されるとすると、総務省ご自身でやられた方がバイアスがかからないのではないかと思います。

事務局) 総務省による調査は行っておりません。NTT東西が概括的展望を発表した際、IP網同士の直接接続を実現するためには、諸課題の解決を図るための事業者間の「意識合わせの場」を今後設けていく必要があるとのNTT自身の認識のもとに、まずは「つなぐ意思」、「つなぐ時期」について事業者の意向を調べる観点から行われたと理解しております。おっしゃるとおり、基本認識として「NGNの世界でハブがないからこういう現状がこうなっているのだ」というものと「ハブがなくてもここまで出来ているのだ」という両方の解釈が成り立つと思います。ハブ機能の具体的な在り方については、主に電話網移行円滑化委員会で議論されるものと思いますが、誰が担うかということと、ハブがないとネットワークとしてどういう支障が生じるのかという点については両方の委員会で議論を深めていただければと思います。

関口委員) 資料の6 ページについてですけれども、説明のところに「光・NGNならではの魅力あるサービス」と「メタル・PSTNで提供されていた基本的なサービス」が低廉な料金で提供できるというようなことが書いてありますけれども、いずれにしても2025年ごろにはPSTNが終息を迎えるといったときに、NTTさん自身がPSTNのサービスのどのようなものをNGNの中で生かしていくのかということのを少し整理して教えていただけたらと思います。他事業者からのニーズは勿論のことながら、自網内においてPSTNからのマイグレーションでどの程度のサービスを移行させていくのかについては依然として重要であり、NTT自ら決めなくてはならないと思います。次回以降可能であれば教えていただきたいと思います。そのようなことがオープンになると情報の非対称性が解消されて、他事業者にとって予見可能性のある程度高まることになり

ます。今のところNGNは情報の非対称性が存在するため、他事業者は具体的なニーズを聞かれても困るのではないのでしょうか。そのような意味において、どのサービスがなくなり、どのサービスが残るのか電話網移行委員会における議論を含めNTT自ら説明をしていただきたいと思います。有効的なアンバンドルのスケジューリングをしていかないと、6ページの左下にあるように、今のADSL市場の状態からそのまま右のFTTHの75%近くのシェアに移行してしまうというのは競争政策上いかなものかという気がしています。現状NGNの商用開始後、このような状況になってしまっていることをこの図は如実に示していると思いますし、18ページにおける今までの規制の在り方は競争政策上寄与したのかは今回少し厳しく見直しをしても良いのかなという気がしています。

事務局) NTT自身は概括的展望の中において3つの類型を示しているところでございます。具体的には、マイグレーション後においても提供を続けるサービス、2020年以降のマイグレーションに合わせて提供を終了する見込みのサービス、マイグレーションに先立ち2020年を待たずに順次提供を終了するサービスと3つのカテゴリーを示しております。電話網移行委員会においても同様の議論を行っておりますが、そのサービスがいつ頃終了するのか、マイグレーション後はIP網においてどのような代替サービスが提供されるのかについてはまだ明確になっていない旨ヒアリングなどでも指摘がなされております。

舟田委員) この委員会では、10ページに記載されていることをやればいいのかと思います。ラインシェアリングや波長重畳接続については詳しくはないが、ここ3年で接続事業者の状況は変わってしまうため、分岐回線単位接続料の話は短期的な課題ではないのでしょうか。

山内主査) その議論は11ページによくまとめられていますね。加入光ファイバの一芯単位貸出しに関する議論は以前からやっていて、これはこれでまた議論があるのでしょうか。

事務局) 情報通信行政・郵政行政審議会の接続委員会において、3月まで加入光ファイバ接続料の在り方という観点から議論をしておりましたが、東日本大震災の影響により、分岐単位接続料設定の基準については「引き続き検討」することになっております。

舟田委員) 資料の11ページにあるフレッツサービスのアンバンドルというのは何のことでしょうか。

事務局) 平成20年のNGN答申時においても要望があったものですが、フレッツサービスというものは、現在ISPとの関係で、NTTとISPは料金設定をぶつ切りにしてサービスを提供しているものでございますが、資料の2ページにございますとおり、一番上のISP網へ抜けているものでございます。ISP側としてはISP接続を行うため網終端装置が必要となりますが、負担はそれのみで、フレッツサービスとISP接続サービスをユーザへ提供しているものです。これについて、ユーザ料金をもとにして接続料を算定し、ユーザ単位で卸役務の提供を受けた上で競争事業者が個別にユーザにサービスを提供するという形でのオープン化があるのではないかとということです。具体的にはフレッツ光サービスのユーザ料金をキャリアズレート化して、それに他事業者やIS

Pが付加価値を付け、ユーザ料金を設定しユーザに提供をすることを可能にするものです。この点については、資料19ページの表の中段に記載されておりますが、技術的な課題があったため一旦先送りを行うこととされ、加入光ファイバの一芯単位接続料の低廉化を行った次第でございます。

舟田委員) 今回のヒアリングではこの話はなかったですね。

事務局) ヒアリング自体にはこの議論はございませんが、NGN答申ないしは追加質問などでこの辺の議論が行われております。

山内主査) ほかにご質問等はございますでしょうか。NGNの議論は難しく、一回の議論では終わらないと思います。全体の取りまとめに向けて今日のNGNの議論を事務局でまとめていただいて、今後の方向性についてまとめていただくという形を取らせていただければと思います。全体的な方向としてはそのような形で行こうと思いますが、何かほかにもございますでしょうか。

酒井主査代理) 一点だけよろしいでしょうか、波長重畳接続というのは、例の8分岐とかいう話ではなくて、そのうちの放送用の波長だけを使いたいということでしょうか。

事務局) 現在、加入光ファイバにおいては、電気通信用の波長に加えて放送用の波長が標準化されておりますが、この波長を活用し、日本ではフレッツTVが提供されております。この場合、通信用と放送用との2階建てになっております。今回の要望は、電気通信用にさらに別の波長を規定して、それでその波長を用いてNTTと同じ加入光ファイバを使いたいというもので、他事業者にその波長を割り当てるということでございます。

酒井主査代理) その方が安くなるのでしょうか。現在の波長多重機は非常に高いですね。

事務局) ハイスペックのものについては非常に高いのですが、現状のフレッツTVのために放送事業者と波長多重しているものについては、それほどものではないと思います。この点については波長多重のランクによって値段は多様化していくものと思われま

す。

酒井主査代理) 一芯のファイバを新たに借りるのではなく、既存のものの上にもう一波乗せた方が安くなるかもしれないという意見ですね。

事務局) 左様でございます。ただ、意見の上ではどれだけのコストが掛かるかということとは明らかではありません。また、その使用する帯域が国際的に決められているわけではなく、やるとしたら国際標準を整理して3階建てにするということになると思います。さらには、OSUやONUが別途必要となってくるため、その辺の費用をどうするかということについても具体的に計算してみないことには分からない状況です。

酒井主査代理) 計算したらこれが高くなってしまう可能性もあるわけですね。

事務局) 当初の分岐単位接続料の方はそれぞれのNTTのトラヒックと他事業者のトラヒックが一緒に入ってくるため、QoSをどのように制御するかということが論点の一つとなっておりますが、波長重畳接続については振り分けという概念がなく、QoSのバッティングという心配がなくなるとの主張かと思われま

す。

酒井主査代理) ただ、一芯借りて自分で8分岐を作るのと同じような装置は必要になり

ますよね。

事務局) はい。今の放送波も同じような構造になっておりますので。

山内主査) ほかに何かございますでしょうか。それでは本日の議論はこの辺で終了したいと思います。ありがとうございました。

以上